

児童虐待対策について

～ 児童家庭相談援助体制の確立に向けて～

(中間報告)

平成 17 (2005) 年 2 月 22 日

鎌倉市児童福祉審議会

児童虐待対策について

～ 児童家庭相談援助体制の確立に向けて ～
(中間報告)

目次

はじめに	1
1 児童相談体制の現状	2
2 法改正に伴う今後の方向性	3
3 今後における相談体制、援助体制、ネットワーク	4
(1) 相談体制	4
(2) 援助体制	4
(3) ネットワーク	5
4 児童虐待対策の諸課題	6
(1) 予防と早期発見	6
(2) 対応(とりわけ在宅支援)	7
(3) 親子再統合と自立支援	8
(4) ネットワーク	9
(5) 市民への啓発	9
(6) その他	10
おわりに	12

参考資料

- 1 県中央児童相談所(鎌倉市分)虐待相談件数
- 2 (函解)鎌倉市児童家庭相談援助

委員名簿

はじめに

児童虐待については、近年、児童相談所での相談・通告件数が急激に増え、全国的にその対応に苦慮している中、断続的に虐待による大変痛ましい事件が報道され、中には死に至る事例も発生しています。

平成 16(2004)年度には、児童虐待の防止等に関する法律と児童福祉法が相次いで改正され、平成 17(2005)年 4 月から市町村が第一義的に相談窓口になることを含め、児童家庭相談援助体制の充実強化がうたわれたところです。

こうしたことから、本審議会では、鎌倉市における児童虐待への対応や防止の取組について論議してきました。審議経過は、下表のとおりです。

論議すべき課題は多岐にわたりますが、限られた時間の中で、なおかつ具体的な取組を目前にしている状況を踏まえ、その方向性についてここに中間報告をいたします。

表 審議経過

回	開催日	審議概要
第 6 回	平成 16(2004)年 9 月 18 日	児童虐待対策について (1) 児童虐待をめぐる現状(法改正の概要、神奈川県「児童福祉法改正に伴う児童相談あり方検討委員会」、鎌倉市の対応と現状) (2) こども局の組織を生かした児童虐待への対応(案)
第 7 回	同上 11 月 26 日 (非公開)	児童虐待対策について (1) 児童相談の流れ (2) 平成 16 年度鎌倉市虐待通告・相談事例に即した意見交換
第 8 回	平成 17(2005)年 1 月 29 日	児童虐待対策について 鎌倉市児童家庭相談援助体制(案)
第 9 回	同上 2 月 22 日	児童虐待対策について 中間報告のまとめ

1 児童相談体制の現状

鎌倉市の児童相談関連課としては、こども局推進担当、人権・男女共同参画課、市民健康課、社会福祉課、こども福祉課、学校教育課、教育センターがあり、各課の所掌事務に沿った相談が行われています。

鎌倉市の特長として、「こども局」の存在があげられます。「こども局」は、子どもに関わる庁内の 11 課の担当課長をこども局推進担当課長として横断的に結び、子育て支援に取り組んでいます。前述の児童相談に関連する課はすべて「こども局」に含まれています。

また、鎌倉市の児童虐待への対応は、相談・通告を受けた神奈川県中央児童相談所が調査し、必要に応じて一時保護を行い、総合的診断に基づく継続的指導や施設入所などの援助を行っています。

神奈川県中央児童相談所が実際に扱った鎌倉市分の虐待相談件数は、平成 13(2001)年度 12 件、平成 14(2002)年度 8 件、平成 15(2003)年度 29 件で、増加の傾向にあります。これは、神奈川県の全体的傾向ですが、社会的関心の高まりなどから今後も続くものと見られています(参考資料 1)。

鎌倉市においては平成 12(2000)年の「児童虐待の防止等に関する法律」の施行に併せて、神奈川県中央児童相談所が実施主体となって、「鎌倉市子育て支援(児童虐待防止等)ネットワーク」が設置されました。毎年度、責任者(管理者)レベルによるネットワーク会議を年 2 回、実務者レベルの援助活動会議を年 6 回、さらに児童虐待等の個別事例について、必要な関係機関による援助活動チームを随時編成していわゆる「見守り体制」による養育状況の観察を行ったり、その援助に対する評価を行うなど一定の実績を積み重ねてきています。

2 法改正に伴う今後の方向性

従来、児童福祉法においては、あらゆる児童家庭相談について、都道府県又は政令指定都市の児童相談所が対応することになっていました。

近年、児童虐待相談件数の急増等によって、緊急かつ高度で専門的な対応が求められる一方で、育児不安等を背景にした身近な子育て相談の割合も増大しています。このような背景の中で、平成 15(2003)年の児童福祉法改正で市町村が子育て支援事業を実施することになりました。さらに、昨年(2004年)の11月に成立した改正児童福祉法では、児童相談を第一義的には市町村で受けることが法律上明確にされました。この児童相談は、法律改正のきっかけこそ児童虐待対策でしたが、児童虐待を含むすべての相談・通告に対応するものとされています。

したがって、市の体制も大きく変わっていかなければなりません。さらには、従来にも増して児童相談所と市が強力な連携体制を組んでいくことが求められます。

平成 17(2005)年4月からの相談体制については、神奈川県でも、「児童福祉法改正に伴う児童相談あり方検討委員会」が設けられ、検討されました。その結果との整合性を保ちながら、鎌倉市の特長である「こども局」という組織連携の仕組みを生かした体制づくりを構築することが望まれます。

児童虐待を未然に防止する上で、子育て家庭への支援を充実強化することにより、育児負担を軽減し、養育者の孤立化を防ぐ取組が必要です。

この取組に当たっては、出産後間もない時期に母親が陥りやすいマタニティー・ブルーへの対策や、自ら訴えることをしないが実は過重な育児負担を抱える養育者が確実に支援に出会える体制をとることが望まれます。そのためには、乳幼児健診や日々の保健活動はもとより、新たに市が取り組む予定の在宅子育て家庭訪問支援事業など、あらゆる機会をとらえて、ニーズを把握することが大切です。

3 今後における相談体制、援助体制、ネットワーク

(1) 相談体制

鎌倉市から、児童家庭への相談援助に係る体制の試案が提示されました。

そのうち児童相談体制の概要は次のとおりです（参考資料2）。

改正児童福祉法第10条の業務を実施するため、「こどもと家庭の相談室」を開設する。

設置場所は、当面の措置として福祉センター1階とし、将来的には見直しをする予定である。

相談室には専任職員1名、兼務職員1名、非常勤の相談員3名を配置し、平常時相談に当たる相談員は2名（専任職員と合わせて3名）体制とする。

相談員には、児童福祉司となる資格を有する者などを充てる。

開設時間は平日の8時半から17時までとし、平日夜間・土日・休日については、当面、中央児童相談所との連携のもとに対応する。

子どもに係るすべての相談及び虐待の通告について相談室で受け、内容に応じて一般の児童相談と児童虐待の相談に分ける。

一般の児童相談は、市役所（こども局）内の連携又は関係機関との連携の中で対応し、児童虐待相談・通告については支援方針決定会議を設けて対応する。

相談員にとっては、まずはどこにつなげていくのかという判断が、一番の大きな業務となります。特に、虐待が疑われるものは速やかに支援方針決定会議まできちんと送り、早急に支援方針を決定する必要があります。

(2) 援助体制

審議を進めていく上で鎌倉市の虐待事例を知る必要があるため、鎌倉市を担当する神奈川県中央児童相談所の児童福祉司を招いて、個人情報に配慮した上で意見交換を行いました。平成16年度の鎌倉市における児童虐待事例の中で、21世帯中3世帯は親子分離になりましたが、残る18世帯は在宅でいわゆる「見守り（定期的かつ必要に応じた状況の把握）と援助」を続けていかなければならない状況です。また、「困り感」というのが出てこない、放っておけば相談に来ない保護者が相当数いるということです。これは、全国的な特徴でもあり、これらの保護者にどうアプローチしていくかの課題があります。この課題は、児童相談所が対応することになる世帯以外でも、あてはまる場合が数多くあります。したがって、「相談を待っている」という体制では、十分な対応は困難であると考えられます。

虐待に至る家庭は、保護者の状態、家庭の状況、子どもの生育歴などにリスク的要因を抱えていることが多く、様々な面からの支援体制が必要となってきます。とりわけ相談受付後のサポート体制として、定期的かつ必要に応じた状況の把握、関わる機関相互の情報のやり取りが重要となってきます。

なお、「見守り」中に虐待に及ぶこともあり得るので、随時、事例の見直しが必要です。

鎌倉市では、国の実施要綱に基づく育児支援家庭訪問事業、市独自の在宅子育て家庭訪問支援事業を来年度から実施する予定です。

(3) ネットワーク

鎌倉市では、平成 12 (2000) 年に、「児童虐待の防止等に関する法律」の施行を契機に、神奈川県中央児童相談所が実施主体となって、「鎌倉市子育て支援（児童虐待防止等）ネットワーク」を設置しました。現在は、こども局推進担当、人権・男女共同参画課、福祉政策課、市民健康課、社会福祉課、こども福祉課、学校教育課、教育センターと市内関係機関である（主任）児童委員、子育て支援センター、鎌倉・大船両警察署、医師会、児童養護施設、鎌倉保健福祉事務所を構成メンバーとして、情報交換、事例研究、個別の援助方針の検討などを行っています。また、平成 15 (2003) 年度から年末年始、5月連休などの休日期間中の虐待相談・通告に対し、こども局推進担当、人権・男女共同参画課、市民健康課、こども福祉課とで緊急体制を敷いています。

改正児童福祉法により、市町村は要保護児童対策地域協議会を設置することができるとされました。そこで、前述のネットワークを鎌倉市の要保護児童対策地域協議会として再構築するに当たっては、より幅広い連携がとれるようにしていくことが大切です。

保育所、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターなど市内の様々な資源と養育者とをどのように結びつけていくかは、児童虐待に限らず児童相談体制の流れの中で非常に重要です。その際には、関係機関とのネットワークミーティングなどを通じて情報の共有化、役割分担の明確化を図っていく必要があります。

また、小児科、外科など医師の初期対応は、問題解決のための非常に大きな糸口となり得ることから、連携体制の構築に当たっては、医療関係者に積極的に働きかけ、医療現場での児童虐待に対する視点をより高めていくことが重要です。

児童家庭相談の形態やその中身は今後ますます複雑多様化していくことが予想され、児童家庭相談の専門機関である児童相談所との連携、役割分担の明確化が極めて重要となってきます。

4 児童虐待対策の諸課題

(1) 予防と早期発見

ア 相談しやすい体制づくり

子育てに悩んでいる保護者や子ども自身が、気軽に相談できる条件整備や環境づくりを進めることは、児童虐待の予防と早期発見にとっても大切なことです。市民が子育てに困難を感じたときや虐待の疑いを持ったときに、いつでも相談・通告できる体制整備が必要です。面談による相談はもとより、直通電話やメールの活用など、通告者や相談者が利用しやすい複数の手法を整備し、広報紙やホームページ等を活用して広くPRをしておくことが大切です。

相談・通告は、夜間や休日に寄せられることも想定されます。業務時間外も相談者の希望に応えられるよう、児童相談所との連携が必要です。

相談者の多くは、家庭内に何らかの問題・葛藤を抱えています。相談員は、電話であれ来所であれ、相談しやすい雰囲気づくりを進め、表に出る相談事項だけでなく、未だ表に出ていない課題をも汲み取ろうとする努力が必要です。

緊急時を想定した連絡体制の整備が求められます。特に虐待通告への対応については、これまでの児童相談所で積み重ねられてきた経験を生かして相談員が取り組んでいくことが必要で、そのための対応マニュアルや研修等も必要です。

受理したすべての相談について、受理会議を定期的を開催するなど、組織としての協議にかけることにより、個々の相談員が抱え込まないような仕組みが必要です。

イ 家庭へのアプローチ

虐待に対する認識がなく、「困り感」を持っていない親や、相談意思のない親に対し、どうアプローチしていくかは大きな課題です。例えば、地域社会における「見守り」を意識的に行っていく必要があります。

ウ 発見の体制

保育所、幼稚園、学校、子ども会館・子どもの家、子育てグループなどは、子どもと日々接しており、予防と早期発見の場として重要な役割を担います。子どもと接する人たちが、児童虐待への理解と視点を持ち、日常の活動の中で虐待への疑いを持ったときに、迷うことなく相談・通告につなげることができるよう、活用しやすいマニュアルの整備が望まれます。同様に予防と早期発見の場ともなる子育て支援センター、ファミリーサポートセンターは、小規模な単位で身近にあることが必要です。

また、在宅での「見守り」の主体である、保育所、学校あるいは生活保護のケー

スワーカーや（主任）児童委員などは、必ずしも児童相談・虐待の専門家ではないため、アセスメントシートの活用と、そのための研修が必要です。

神奈川県「児童福祉法改正に伴う児童相談あり方検討委員会」で作成される「子ども虐待防止ハンドブック」が、関係機関に早期に行き渡り適切に活用されることが期待されます。

エ 保健師の果たす役割

児童虐待予防には、保健師と保育所、幼稚園、学校などとの関係の構築が鍵になるといえます。妊娠期に始まり出産、新生児、乳幼児という発達段階に応じて相談を受けながら、育児についての不安を取り除き、虐待につなげないことが大切です。

また、虐待という行為の裏にある親子の関係性のずれに目を向けることが必要です。保健師が乳幼児健診などの機会を通して親子の関係性を観察し、支援サービス提供後の親子の変化まで把握することが虐待の予防につながるといえます。3歳ころまでの期間に母親同士や子ども同士の関係をつなぐような試みを仕掛けて、集団に向かう力をつけていくことで社会的孤立を防ぐことも可能です。

若年層の妊娠・出産・育児、未婚出産等については、特に援助が必要な場合があり、注意を払うことが必要です。

このように、児童虐待防止に保健師の果たす役割は大きく、積極的な家庭訪問をはじめ未受診児の把握や各種健診後のフォローアップ、保育所・幼稚園の巡回などの地道な活動の積み重ねを、虐待の予防と早期発見につなげることが重要です。

オ アセスメント

児童虐待を早期に発見し対応するためには、アセスメント（チェックリスト）は非常に大事なものになってくると思われます。児童相談所が使う専門職のためのチェックリストではなく、親の不適切な養育という中でのランクを明確にし、一定の段階以上のケースは児童相談所へつなぐなど、保育所や幼稚園等の現場が一時保護の必要性を判断する上での使い易さも考えた、ごく単純なチェックリストが有効といえます。転居を繰り返す事例などへの対応もあることから、鎌倉市独自のものに加えて、広域で共通性、汎用性を持たせるとともに、情報を児童相談所、他市町村と共有することも必要になります。

さらには、妊娠期からの問題など予防的なリスクアセスメントも含めて検討し、段階を追ってそれをレベルアップさせていく努力が必要であり、これからの検討課題といえます。

(2) 対応（とりわけ在宅支援）

ア 学童期対策の充実

従来の子育て支援策はややもすると就学前の子どもたちに手厚い反面、学童期にある子どもへの支援が手薄になる傾向が否めませんでした。

鎌倉市では、不登校児童生徒への対策として、大学生・院生による訪問活動（メンタルフレンド）の導入が予定されています。学校でも虐待に関する研修、連絡会が行われ、児童相談所、子どもの家との連携が進んでいます。今後、このような学童期の子どもたちに必要な支援のあり方の検討が重要な課題となります。

イ NPO 団体との連携・育成

在宅支援事業の実施に当たっては、既に類似の事業を展開している NPO 団体との連携を図るほか、市からの働きかけにより事業への参加を求めるなど、その育成に努める必要があります。

ウ ショートステイの拡充

鎌倉市では子育て短期支援事業として、「子どものショートステイ事業」を平成 16(2004)年 12 月から、市内の児童養護施設に委託して始めました。この事業は、家庭における養育が一時的に困難となった場合に活用を図ることができます。今後は、現在原則 2 歳からとされている対象児童の拡大、もう一つの子育て短期支援事業として、トワイライトステイへの早期の取組、申し込み方法の簡便化など、使い勝手のよい制度へと改善することが求められます。

エ 思春期対策

思春期は心身ともに変化が大きく、人格形成にとって大切な時期です。

様々な心の問題を抱える思春期の子どもやその養育者に対して、適切な支援を行える体制づくりが必要です。

思春期対策を効果的に推進していくためには、保健、医療、福祉、教育など関係者の連携・強化を進めていく必要があります。中でも、母子保健と学校教育の連携は、今後の思春期対策を進めていくうえで欠かせないものです。

思春期対策に関わる人は専門的な知識を必要とします。専門的知識や技術を有する職員を有効活用して、支援していくことが重要です。

なお、市の保健センター構想の中で、思春期対策を含む保健サービスが展開されることを期待します。

(3) 親子再統合と自立支援

ア 親子再統合への協力

児童相談所が一時保護又は施設入所としたケースでも、多くの場合、施設等との連携により再統合のための取組が行われて、在宅生活に移行していきます。この場合、地域の子育て支援に関わる関係機関等による支援や、「見守り」を行うことにより協力することが求められます。

イ 自立支援

親子再統合が難しい場合であっても、子どもの自立に向けた援助が必要です。施設を退所した児童が地域で生活していく上での支援など、施設や里親と連携してアフターケアに協力することが求められます。

(4) ネットワーク

ア 児童相談所との役割分担と連携

児童虐待相談・通告は、第一義的には市町村が受け、専門的支援・判定等が必要なものや困難事例については、児童相談所の役割とされました。

児童虐待事例に対しては、状況に応じた臨機応変な対応が求められます。例えば、児童虐待防止の視点から支援を申し入れて拒否された場合には、社会的な孤立から拒否に至ることが予想されるので、支援方針決定会議で協議のうえ、困難事例として児童相談所に送致することも必要と思われれます。

児童相談所には、市町村に対して定期的に助言を行うなど、児童相談の専門機関として、バックアップ体制の一層の充実を期待するところです。

今後、事例を積み重ねる中で、児童相談所と市との役割分担・連携のあり方について検証を進めていく必要があります。

イ 援助活動チーム参加者の多様化

支援対象者の状態は、家庭環境の変化、保護者の精神状態などにより、その時々で変化していくことがあります。変化にいち早く気づき、適切な対応につなげていくためには、様々な機関、人々の関わりが重要な要素となります。

したがって、援助活動チームは、地域住民をはじめとした市民、NPO など、市内の様々な資源の活用により、参加者の多様化を図っていく必要があります。

なお、参加者の多様化を図るに当たっては、プライバシーの保護に十分配慮するため、要保護児童対策地域協議会の構成員として守秘義務の対象とすることが必要です。

ウ 教育・障害福祉分野との連携強化

児童生徒への児童虐待の対応や支援を進めていく上で、教育分野、とりわけ子どもと日々接している学校現場との連携は、大きな鍵となります。また同様に、障害を抱える子どもと家庭を理解し、子どもの年齢にかかわらず適切な対応と支援をしていくためには、障害福祉分野との連携が欠かせません。今後より一層、連携が強化されていくことを望みます。

(5) 市民への啓発

虐待の通告の促進だけでなく、地域で暮らす子育て家庭が孤立することのないよう、地域で支え合う取組が必要です。こうした虐待の予防や再発防止のために何ができる

か等について、多くの市民を巻き込んだ話し合いを行う必要があります。

また、虐待が子どもの成長発達に及ぼす影響の深刻さについて、子育て中の親に対してだけでなく、小学校、中学校、高校など教育の中での取組としても、啓発を広く進める必要があります。

(6) その他

ア 性的虐待への配慮

性的虐待は「沈黙の虐待」と言われ、子ども本人や家族からその事実が浮かび上がることは少なく、また、告白があったとしてもその後の事実確認や本人へのケア、加害者への対応など、方法論が未確立な部分が多く、大きな課題といえます。相談・通告への対応に当たっては、常にそのリスクを考えに入れて、児童相談所との連携のもとに進めていくことが必要です。

イ 地域の子どもや家庭の状況把握

市内の子ども数など統計上では把握できていても、各町内会、自治会の中での子どもの状況はほとんどつかめていないのが現状です。今後は、それぞれの地域で子どもと家庭の実情をどこまで把握できるか、どこまでどのように子どもと子育て家庭に地域が関わられるかが課題であり、地域の（主任）児童委員の活動が期待されます。

ウ 職員の研修等

児童相談体制が十分に機能するためには、相談に関わる職員の資質の向上と数の充実が不可欠です。改正児童福祉法においても、衆議院の審議の中で、「当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない」とする規定が追加されたところです。

神奈川県「児童福祉法改正に伴う児童相談あり方検討委員会」から職員の研修計画が示されていますが、初年度だけでなく、今後の継続的な研修の実施が望まれます。

職員の数については、発足当初は最低限の体制でやむを得ないとしても、できるだけ早期の充実を望みます。

また、児童家庭相談に関わる職員全員が資質の向上を図るため、自己評価を不断に行い、研さんに努めることが求められます。

エ スーパーバイザーの配置

将来的な課題として、相談や支援に関して専門的立場からの助言を行うよう、児童福祉について知識、技術を有し、経験が豊かなスーパーバイザーを置くことが望まれます。

オ 相談環境の整備

相談しやすい体制づくりとして、相談者のプライバシーが確保され、相談者が安心して相談できるスペースの確保が重要です。

おわりに

子どもの虐待については、ここ10年以上、把握される件数が毎年増加してきています。鎌倉市でも例外ではありません。把握されていない子どもの虐待ケースもまだまだ多いでしょう。われわれは、これを数値として理解するだけでなく、子ども一人一人の生命や成長発達が脅かされているという認識を持つ必要があります。子どもの虐待に対応する制度も、そこに人による実践があってこそ現実的な意義を持つものとなります。今回の議論を進めているなかで児童福祉法の改正が行われました。市町村が児童相談の中核的担い手として規定された一方で、これを子どもや親にとって意義あるものとするためには、これからの実践と経験の積み重ね、見直しが必要でしょう。

虐待を受けたという経験は、子どもの未来にとって重大な影響を及ぼします。虐待の発生予防から対応、アフターケアまで鎌倉市が取り組み始めたことをさらに充実させていく必要があります。この児童福祉審議会での議論と中間報告が、施策の開発・充実に貢献できれば幸いです。

資料編

参考資料

- 1 県中央児童相談所（鎌倉市分）虐待相談件数
- 2 （図解）鎌倉市児童家庭相談援助

委員名簿

参考資料 1

県中央児童相談所（鎌倉市分）虐待相談件数

*（ ）内は、県中央児相管内相談件数

1 内容別相談件数

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
平成 13 年度	7 (73)	4 (52)	1 (20)	0 (4)	12 (149)
平成 14 年度	2 (42)	1 (46)	5 (32)	0 (3)	8 (123)
平成 15 年度	16 (86)	6 (76)	7 (44)	0 (4)	29 (210)

2 年齢別相談件数

	乳児(0歳児)	幼児(1～6歳児)	小学生	中学生	高校生その他	計
平成 13 年度	0 (9)	7 (76)	3 (40)	2 (22)	0 (2)	12 (149)
平成 14 年度	0 (17)	3 (56)	2 (36)	3 (12)	0 (2)	8 (123)
平成 15 年度	6 (14)	14 (102)	9 (72)	0 (20)	0 (2)	29 (210)

3 主な虐待者別相談件数

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
平成 13 年度	3 (29)	1 (12)	7 (93)	0 (1)	1 (14)	12 (149)
平成 14 年度	4 (25)	1 (5)	2 (87)	1 (3)	0 (3)	8 (123)
平成 15 年度	6 (34)	2 (11)	20 (149)	0 (2)	1 (14)	29 (210)

4 虐待の相談の経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	市保健師	医療機関
平成 13 年度	3 (42)	2 (7)	0 (24)	0 (2)	2 (15)	0 (0)	0 (4)	0 (7)	0 (1)
平成 14 年度	1 (17)	0 (6)	2 (33)	0 (0)	1 (10)	0 (2)	0 (10)	0 (1)	0 (1)
平成 15 年度	3 (17)	0 (0)	6 (43)	0 (0)	4 (46)	0 (10)	0 (7)	10 (12)	1 (12)

	児童福祉施設	警察	学校	子育て支援 C	他児相	民間団体	青少相	その他	計
平成 13 年度	3 (12)	0 (1)	2 (23)	0 (*)	0 (*)	0 (*)	0 (*)	0 (11)	12 (149)
平成 14 年度	0 (7)	0 (3)	1 (8)	0 (5)	0 (12)	0 (2)	0 (*)	3 (6)	8 (123)
平成 15 年度	1 (7)	2 (7)	2 (19)	0 (3)	0 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (21)	29 (210)

* 平成 13 年度、子育て支援 C 以下は「その他」でくくっている。

* 平成 14 年度、青少年相談センターは「その他」でくくっている。

5 虐待原因（養育者の状況）

	精神疾患	精神不安定	一方的躰	夫婦葛藤	経済的理由	知的障害	未成熟	親子葛藤	その他	計
13年	2 (19)	1 (＊)	1 (29)	0 (9)	0 (1)	1 (1)	5 (52)	0 (2)	2 (36)	12 (149)
14年	0 (12)	1 (44)	0 (7)	4 (10)	0 (7)	0 (2)	0 (12)	1 (3)	2 (26)	8 (123)
15年	2 (18)	6 (38)	11 (48)	1 (15)	1 (13)	0 (1)	2 (19)	4 (12)	2 (46)	29 (210)

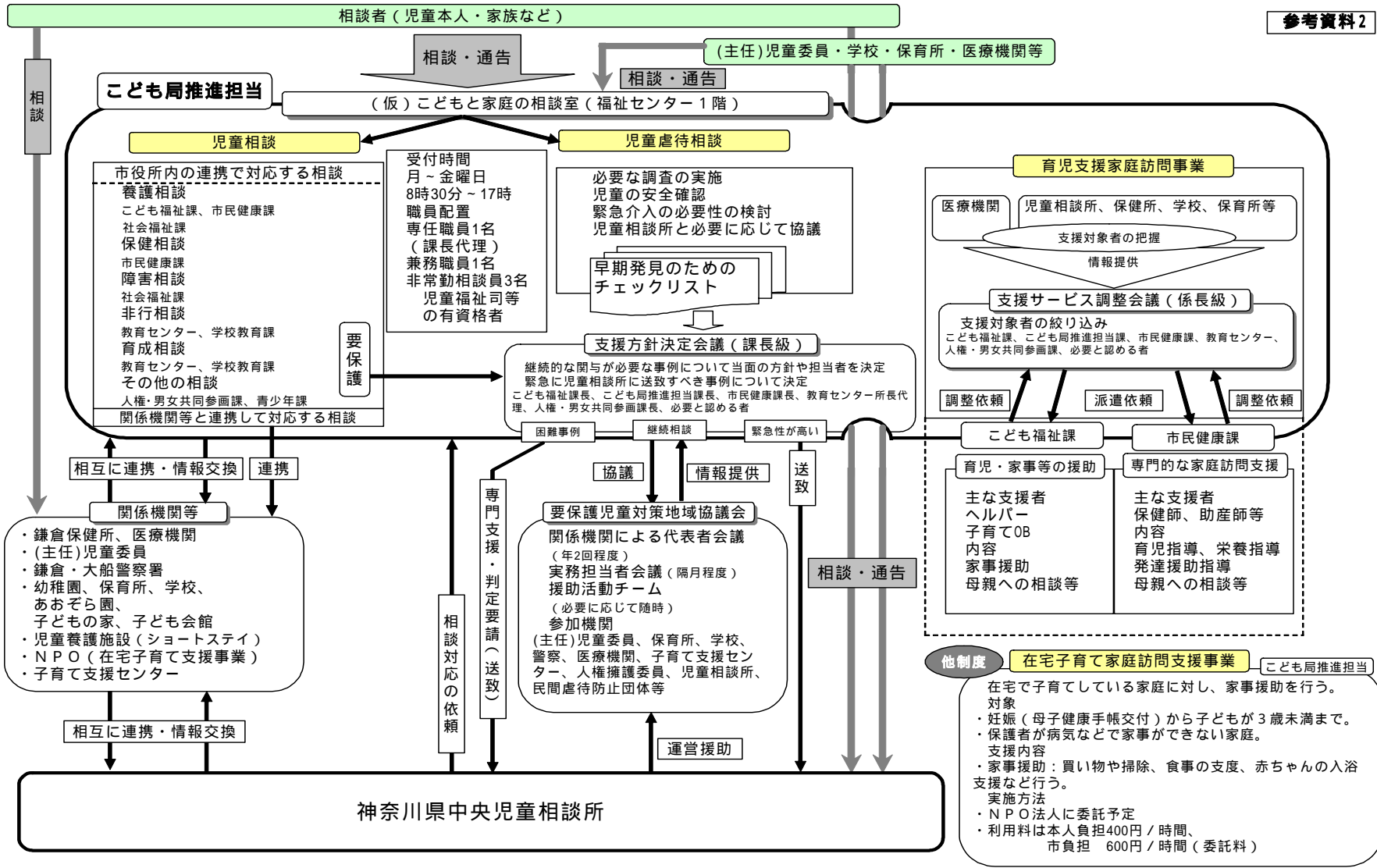
＊ 平成13年度 精神疾患と精神的不安定は一緒にまとめている。

6 家族形態

	実父母	父子	母子	実父継母	継父実母	その他	計
平成13年度	4 (71)	2 (10)	4 (40)	0 (3)	2 (20)	0 (5)	12 (149)
平成14年度	5 (62)	1 (5)	0 (35)	1 (8)	1 (10)	0 (3)	8 (123)
平成15年度	20 (112)	1 (10)	4 (60)	0 (5)	2 (13)	2 (10)	29 (210)

(図解) 鎌倉市児童家庭相談援助

参考資料 2



鎌倉市児童福祉審議会委員名簿

(五十音順)

職	氏名	所属	選出区分
委員	いししい たかこ 右井 孝子	横浜市教育総合相談センター 学校カウンセラー (H16.4.1~) (元鎌倉市教育センター 教育相談指導員)	事業に従事する者
委員	かとう くにこ 加藤 邦子	財団法人小平記念日立教育振興財団 日立家庭教育研究所 研究員	学識経験のある者
委員	かとう よしあき 加藤 芳明	神奈川県中央児童相談所 副所長 県立総合療育相談センター 子ども家庭部長	事業に従事する者
委員	しんぼ ゆきお 新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学 助教授 (保健福祉学部社会福祉学科)	学識経験のある者
副委員長	とみた ひでお 富田 英雄	社会福祉法人つきかけ会岩瀬保育園園長 (鎌倉市保育会会長)	事業に従事する者
委員長	まつばら やすお 松原 康雄	明治学院大学 教授 (社会学部社会福祉学科)	学識経験のある者
委員	よも ようこ 四方 耀子	子どもの虹情報研修センター 顧問 (日本虐待・思春期問題情報研修センター)	学識経験のある者

任 期；平成 15(2003)年 11 月 27 日～平成 17(2005)年 11 月 26 日(2 年間)

選出区分；児童福祉法第 9 条第 3 項

児童福祉審議会の委員及び臨時委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が、それぞれこれを任命する。